『小規模多機能ケア ポプリ』重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。 介護保険指定事業所番号 0890400146

当事業所は、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事 業 者

- (1)事 業 者 名 医療法人 徳洲会
- (2)所 在 地 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
- (3)電 話 番 号 06-6346-2888
- (4)代表者氏名 理事長 東上震一
- (5) 設 立 年 月 日 昭和50年1月9日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 小規模多機能型居宅介護事業
- (2)事業所の目的 イ

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者 が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、 通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて サービスを提供します。

(3)運 営 方 針

利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- (4)事業所の所在地 茨城県古河市駒ケ崎 14-1
- (5)電 話 番 号 0280-47-4306
- (6)管理者氏名 竹村浩之
- (7) 開設年月日 平成30年2月1日
- (8)登 録 定 員 25名(通いサービス15名、宿泊サービス9名)
- (9)居 室 等 の概 要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。 宿泊サービスに利用される居室は、個室です。

| 居室・設備の種類 | 備考 |
|----------|--------------|
| 宿泊室 | 10室(予備室1を含む) |
| 居間·食堂 | デイルーム |
| トイレ | 5か所 |
| 浴室 | 一般浴室、機械浴室 |
| 消防設備 | 火災報知器、消化器 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域

古河市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域

(2)営業日及び営業時間

| 営 業 日 | 年中無休 |
|--------|---------|
| 通いサービス | 9時から16時 |
| 宿泊サービス | 16時から9時 |
| 訪問サービス | 随 時 |

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職員の職種 | 常勤 | 非常勤 | 指定基準 | 職務内容 |
|---------|----|-----|------|--------------|
| 管理者 | 1名 | | 1名 | 事業内容の調整 |
| 介護支援専門員 | 1名 | | 1名 | サービスの調整・相談業務 |
| 看護職員 | 2名 | | 1名 | 健康チェック等の医療業務 |
| 介護職員 | 5名 | 2名 | 5名 | 日常生活の介護・相談業務 |

<主な職種の勤務体制>

| 職 種 | 勤務体制 |
|---------|--------------------------------|
| 管理者 | 勤務時間:8:30~17:00 |
| 介護支援専門員 | 勤務時間:8:30~17:00 |
| 看護職員 | 日 勤:8:30~17:00 |
| 介護職員 | 夜 勤:16:30~9:00 |
| | その他利用者の状況に対応した勤務体制でサービスを提供します。 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
 - ・介護保険の給付の対象となるサービス
- (2)利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合
 - ・介護保険の給付対象とならないサービス

(1)以下のサービスについては、介護保険者証の負担割合に応じた1~3割が自己負担額になります。具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、利用者と協議のうえ小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

◎通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食 事

- ・食事の提供および食事の介助をします。
- 調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入 浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排 泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な 援助を行います。

4)機能訓練

・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

◎訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供 します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(電気、水道、ガス)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

◎宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供 します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額を利用者が負担することになります。

・食事代、宿泊費、娯楽費、管理費、洗濯代、エプロン代、手袋代, 複写物,受診時の介助費等

≪サービス利用料金≫ 【別紙 1のとおり】

(3)小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り

つつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿 泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、利用者と協議のうえ小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上利用者に交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専門窓口で受け付けます。

| 受付窓口(担当者) | 管理者 竹村 浩之 |
|-----------|--------------------------------------|
| 受付時間電話番号 | 毎週日曜日~土曜日 8:30~17:00 0280-47-4306 |

また、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置してあります。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

| 古河市役所 福祉部 高齢介護課 | 0280-92-4921 |
|----------------------|--------------|
| 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 | 029-301-1550 |

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたりサービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

| 構成 | 利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、小規模多機能 |
|------------|---------------------------------|
| | │ 型居宅介護について知見を有する者等 |
| 開催 | 隔月で開催 |
| △ ₩ | 運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成 |
| 会議録 | (記録は、事業所において閲覧できます。) |

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

| 古河総合病院 | 0280-47-1010 |
|--------|--------------|
| 酒井歯科医院 | 0280-48-3455 |

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって対応します。

【消防設備】 自動火災報知機、非常通報装置、誘導灯、非常用照明、消火栓消化器

10. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が 生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- ・所持金は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次の記載するところにより必要 最低限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画にそって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要な場合

- 2 サービス担当者会議等に使用する個人情報の利用範囲
- (1)使用する対象者

利用者の主治医

サービス提供を行う事業所の担当者

(2)使用する個人情報

認定調査票(基本調査79項目及び特記事項)、主治医意見書、要介護認定、認 定結果その他要介護認定に関わる必要最小限度の情報、氏名、住所、健康、状態、 病歴、家族状況その他居宅介護支援に関わる必要最小限度の情報

3 条 件

(1)個人情報の提供は必要最小とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように最新の注意をはらうこと。

事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り利用者に対する居宅サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者家族の秘密を漏らしません。

事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意がない限り、 サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いません。

- (2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3)写真は細心の注意を払ううえで、インターネットでの紹介及び施設内掲示することがあります。